

高齢者を対象にした 肺炎球菌ワクチンの 接種費用の一部を公費で負担する 定期接種を開始!

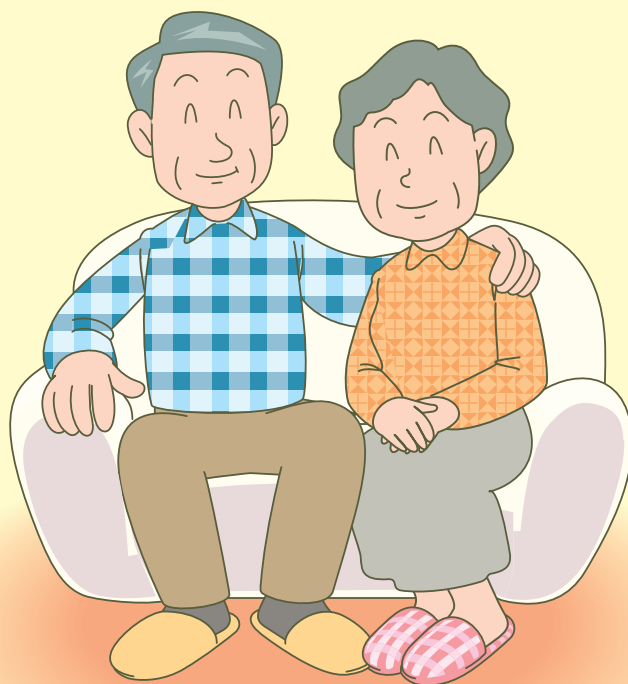
肺炎球菌とは

肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。

肺炎はわが国の死亡原因の第3位となっていますが、一般に細菌によって生じる肺炎のうち1/4~1/3は肺炎球菌が原因と考えられています。

定期接種は 平成26年10月1日から 開始されます

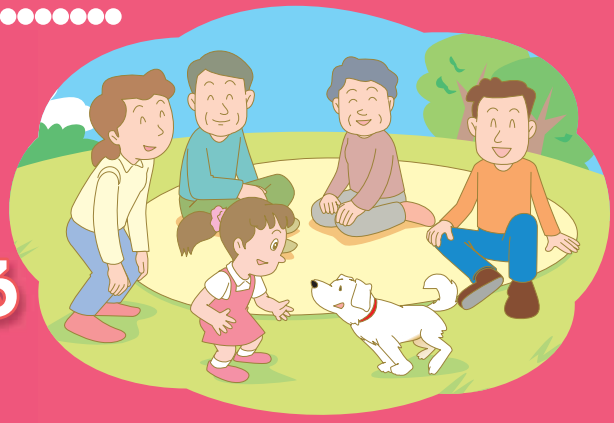
平成26年10月1日から平成31年3月31日までの間に、主に65歳以上で裏面の生年月日に該当する方は、肺炎球菌ワクチンの定期接種を1回受けることができます。定期接種の対象となる方は毎年異なるため、この機会を逃さないようご注意ください。
くわしくは裏面をご覧ください。



詳細については、
お住まいの市区町村に
お問い合わせください。

医療機関名

高齢者を対象にした 肺炎球菌ワクチンの 接種費用の一部を公費で負担する 定期接種を開始!



定期接種の対象者は毎年異なるため、接種の機会を逃さないようご注意ください

平成26年度(平成26年10月1日から平成27年3月31日まで)は①もしくは②の方が定期接種の対象です。

対象者①(生年月日)

65歳となる方	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生
70歳となる方	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
75歳となる方	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
80歳となる方	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生
85歳となる方	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生
90歳となる方	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
95歳となる方	大正8年4月2日生～大正9年4月1日生
100歳となる方	大正3年4月2日生～大正4年4月1日生
101歳以上の方	大正3年4月1日以前の生まれ

対象者②

60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「23価肺炎球菌ワクチン(一般名:23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン、商品名:ニューモバックス NP)」は、そのうちの23種類の血清型を予防の対象としたワクチンです。この23種類の血清型は、平成25年には成人における侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約6割を占めるとい研究結果があります。

※侵襲性感染とは本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方

「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は定期接種の対象とはなりません。また、新たに承認された「13価肺炎球菌ワクチン(一般名:沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン、商品名:プレベナー 13)」は、平成26年10月1日時点では定期接種に使用できません。ただし「13価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある場合でも「23価肺炎球菌ワクチン」を定期接種することができます。

肺炎球菌ワクチンの接種後には副反応が生じることがあります

肺炎球菌ワクチンの接種後にみられる主な副反応には、接種部位の症状(痛み、赤み、腫れなど)、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師にご相談ください。

予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合(健康被害)は、法律に定められた救済制度(健康被害救済制度)があります。制度の利用を申しこむときは、お住まいの市町村にご相談ください(制度を利用するためには、一定の条件があります)。

※詳細は、厚生労働省HPをごらんください。「予防接種 救済制度」で検索できます。